

日本共産党

高槻市議員

きよた 純子



ニュース

2020年1月3日
NO. 85

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子
連絡先：議員団控室
TEL072-674-7230 FAX072-674-3202
上本町3-25 TEL/FAX. 676-5068

12月議会 一般質問

～一部を掲載します～



担任がいないクラスの解消

産休・育休や病休をとっている教員の代わりにはクラス担任になる非正規の教員が見つからないために、担任が欠員になるクラスがあります。

日現在で、小学校5、中学校2です。教頭先生や、算数や理科の専科の教員までが、クラスに入り、手分けして授業するという異常な事態です。

ある小学校では、担任がいない状態が続いて、保護者説明会が開かれています。担任のいないクラスは11月1

であり、維新府政のもと、大阪は正規教員が少ないなどの問題もあります。



市に質問をする、きよた純子議員

教員の増員で 教育環境の充実を

教員の多忙解消についても質問しました。教員は授業が終わっても、会議や打ち合わせがしばしばあります。会議などが終わってから、授業準備やテストの丸つけなど、夜9時まで仕事が終わらないこともあります。休憩の時間はとれない、トイレに行く暇もないほど多忙です。子育てし

ながら働いている人は、さらに、過酷です。専門職としての能力をさらに発揮できるように、大幅な教員の増員を国と府に要求すること。市にも、教員を増やす対策を求めました。



特別支援教育

高槻市の支援学級は、毎年、百人以上増えています。一学級の人数は8人までですが、今年度は2013年度と比べて、教員1人の子どもの受け持ち人数が1人増えています。この5年間で、子どもの人数は7割も増え、教員は4割弱しか増えていない状況です。しかも、1年間の前期と後期の間にも

支援学級に入級する子どもが増えています。今年度は後期になって、小学校で58人増え、1317人に。中学校では、8人増え、557人で、小中あわせて1882人です。しかし、後期に入級した場合、子どもの人数が増えても、教員の人数は増やされません。そのため、定数を超える8人以上のクラスは

通級指導教室

通級指導教室は、きつ音や情緒障がいなどによって指導が必要ない子どもが通う教室。小学校（全校で41校）9校。中学校（全校で18校）3校しか設置されていません。

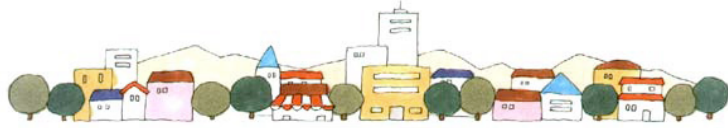
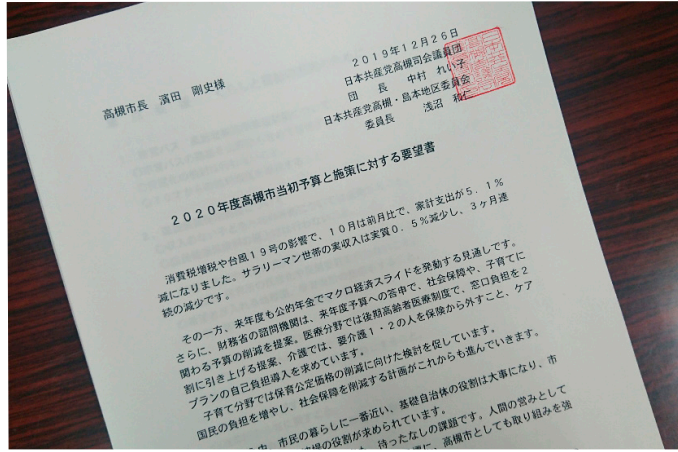
自分の学校に教室がある子は授業中に指導を受けられます。しかし、自分の学校に教室がない子どもは授業が終わってから、教室がある学校に通うことになり、指導は放課後になります。保護者の送り迎えができない場合もあり、自分の学校に教室があれば、指導が必要な子どもが通える条件が増えます。定員がいっぱいで入れない子どもがいます。全ての学校に通級指導教室をつくるよう、市が国や府に求めるよう訴えました。

3学級になり、過密な状態が子どもや教員への負担を強めています。その一方で、2016年度29人いた学習活動支援員は今年度は11人減って18人です。支援学級の子どもの数が増えているにもかかわらず、学習活動支援員は減っています。まして、後期になって小中学校で66人増えているのに、教員の体制は、少ないままといつのは問題です。2007年に発達障

害の子どもを特別支援教育の対象に加え、新たな制度になりました。しかし、教室や施設の整備、教員の配置などの必要な予算はつけられず、不十分なままです。現場の実情からも設置基準、人員基準の改善が必要です。私は支援学級の基準改善、特に一学級の定数を6人以下にするよう国に求めること、市の学習活動支援員の増員など訴えました。

高槻市長に要望書を提出（12月26日）

2020年度予算編成と市政運営について、14項目の重点要望とともに、108項目の要望をしました。その一部を掲載します。



くらしと福祉充実のために

※◎は重点要望

- ◎市バスの民営化の検討は行わないこと。
- ◎70才からの無料制度を継続すること。
- ◎国民健康保険料の値上げは行わないこと。
- ◎幼稚園、保育所の民営化や民間委託を行わないこと。
- ◎希望者が入れる幼稚園、保育施設の整備をすること。
- ◎温室効果ガス削減目標を見直しゼロにすること。



国に対して要望すること

- ◎消費税を5%に戻すこと。

大阪府に対して要望すること

- ◎カジノ誘致をやめること。

介護保険制度の改善について

- ◎特別養護老人ホームなどの待機者の状況を常に把握をし、入所希望者へ適切な支援を行うこと。

高齢者福祉について

- ◎有料老人ホーム（グループホーム含む）、サービス付き高齢者向け住宅の立ち入り調査をし、結果を公表すること。

障害福祉について

- ◎重度障害者タクシー利用券の対象になる所得基準を緩和すること。

- ◎65歳以上の障害者が引き続き同じ支援を受けられるようにすること。

消費者保護について

- ◎高齢者に特殊詐欺への注意をあらゆる場面で呼びかけ、被害の防止につとめること。

自然やみどり、環境を守り、文化の息づくまちに

- ◎地産地消をさらにすすめる、特産品の育成・産直運動・朝市への援助を拡大すること。



快適なまちづくりのために

- ◎歩道のない通学路住宅街、信号のない横断歩道での車のスピードを抑える工夫をすること。

- ◎公衆トイレの悪臭の予防・解消と早急に城跡公園と摂津峡公園に洋式簡易トイレを設置すること。

住民が主人公のまちづくりのために

- ◎マンション建設や大規模宅地などの開発行為に対して、市が業者と住民間のトラブルの調停に入ることとを条例で規定すること。

- ◎投票所の段差をなくす工夫をすること。

ゆきとどいた教育のために

- ◎英語教育は「英語嫌い」の生徒を生まないように授業内容を研究すること。また、教員に負担がかからないようにすること。

図書館行政について



図書館行政について

- ◎図書購入費や資料購入費のための予算増額を図ること。

- ◎移動図書館の運行を再開すること。



商業の振興のために

- ◎公共事業は元請け責任を明確にし、二次・三次下請け等への代金未払いがないように指導すること。「公契約条例」の制定を検討すること。



きよた純子

～お気軽にご相談を～

※留守の場合は必ず、留守電話に氏名と連絡先の録音をお願いします。

市政相談

電話でご連絡ください
676-5068